



社会福祉法人等 就業者確保支援事業

市内社会福祉法人等の人材確保と若年者の地元就職・定着を図るため、兵庫県と連携し、職員への奨学金返済を支援する市内社会福祉法人及び医療法人に補助を行います。

01

補助対象の法人

西脇市内に主たる事業所がある **社会福祉法人** 及び **医療法人**
(条件)

- 職員への奨学金返済支援制度を設け、兵庫県奨学金返済支援制度事業を利用していること
- 市税等を完納しており、労働関係法令に違反していないこと

02

対象職員の範囲

- 正職員である者
- 返済義務を有する日本学生支援機構の奨学金の受給者
- 申請日の属する年度の3月31日において、40歳未満の者
- 市内に住所を有し、市税等を完納している者
- 社会福祉事業に従事している者



03

補助の金額

県補助額を差し引いた法人負担額の半額 / 対象職員1人につき、最大年6万円

04

補助の期間

制度拡充 (令和6年度~)

補助対象者	補助対象期間の上限
社会福祉法人等	60箇月
社会福祉法人等で次の各号に掲げる兵庫県が定める認定のいずれか2つ以上を取得しているもの (1) SDGs宣言企業 (2) フレッシュミモザ企業 (3) ワーク・ライフ・バランス宣言企業	120箇月
社会福祉法人等で次の各号に掲げる兵庫県が定める認定のいずれか2つ以上を取得しているもの (1) SDGs認証企業 (2) ミモザ企業 (3) ワーク・ライフ・バランス認定企業又はワーク・ライフ・バランス表彰企業	204箇月

● 制度利用の例



▼ 県制度のみ利用の場合

職員の年間返済額 18万円		
法人の支援総額 12万円	職員負担額 6万円 (※)	
県補助 6万円	法人負担 6万円	



※注:職員負担額については、別途県制度(職員向け分)の対象となります。

▼ 県と市の制度を併用する場合

職員の年間返済額 18万円		
法人の支援総額 12万円	職員負担額 6万円 (※)	
県補助 6万円	市補助 3万円	法人負担 3万円

法人負担額が少なくなります

● 対象職員の年間返済額と法人支援額に応じた補助金額表


① 職員の年間返済額	② 法人の支援総額 (法人で設定)	③ 県の補助額 (上限6万円) (=①×1/3)	④ 市の補助額 (上限6万円) (=②-③×1/2)	⑤ 法人の 実質負担額 (=②-③-④)	⑥ 職員負担額 (=①-②) (※)
18万円	15万円	6万円	4.5万円	4.5万円	3万円
15万円	10万円	5万円	2.5万円	2.5万円	5万円
12万円	12万円	4万円	4万円	4万円	0円




県制度の詳細はこちらをご覧ください

▼ホームページ名
社会福祉法人等奨学金返済支援事業について

▼ホームページアドレス
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shakaifukushihoujinshougakukin.html>




お問合せ	西脇市役所 福祉部 社会福祉課	市ホームページ 社会福祉法人等 就業者確保支援事業	▼ QRコード
	住所 兵庫県西脇市下戸田128番地の1	西脇市 就業者確保	
	電話 0795-22-3111 (内線: 1148)	▼ ホームページアドレス	
	電話 FAX 0795-22-6037	https://www.city.nishiwaki.lg.jp/kakukanogouannai/fukushibu/fukushisoumuka/22731.html	
	メール fukushi@city.nishiwaki.lg.jp		